

自動車整備保証基準

1 整備保証基準の目的

自動車整備保証基準（以下「保証基準」という。）は、自動車分解整備事業者（以下「整備事業者」という。）が自動車の定期点検整備を実施した箇所について、点検・整備作業が原因で生じた不具合に対する整備保証の基準を示すことにより、自動車の安全確保と公害防止を図るとともに、自動車使用者に対して適切な整備を提供することを目的とする。

2 整備保証基準の内容

1) 整備保証の対象自動車、保証期間等

(1) 整備事業者は、自家用自動車（(2) 又は (3) に該当するものを除く。）について、定期点検整備を実施した場合には、定期点検整備を完了した日から 6 か月又は定期点検整備を完了したときからの走行距離が 10,000km のいずれかに達する時点（以下「保証期間」という。）までに点検・整備作業が原因で生じた当該自動車の不具合について、整備保証を行うものとする。

(2) 次に掲げる種類の自動車は、整備保証の対象外とする。

- ① 乗車定員 11 人以上の自家用自動車
- ② 乗車定員 10 人以下であつて車両総重量 8 トン以上の自家用自動車
- ③ 有償貸渡用自動車（レンタ・カー）
- ④ 特殊自動車

(3) 次に掲げる条件の自動車は、整備保証の対象外とする。

- ① 極端な使用により総体的に損傷が著しいもの
- ② 重大な事故歴のあるもの
- ③ 定期点検整備の実施後において、自動車検査証に記載された使用者が変わったもの
- ④ 定期点検整備の実施後において、事業用自動車又は有償貸渡用自動車に該当することとなつたもの

2) 整備保証の対象箇所等

(1) 整備保証の対象とする点検・整備作業は、定期点検整備の項目についての作業とする。

ただし、定期点検整備の際に実施した定期点検整備の項目以外の項目についての点検・整備作業のうち、点検整備記録簿等自動車使用者に交付した書面に記録されたものについては、整備保証の対象とする。また、次に掲げる作業であつて、その旨が点検整備記録簿に記載されたものについては、整備保証の対象外とする。

- ① 定期点検整備の項目についての整備作業であつて、自動車使用者の指示によつて実施しなかつたもの
- ② 自動車使用者が指定し、又は持参した部品、用品、液、油脂類等（以下「部品等」という。）を用いて行つた点検・整備作業（整備事業者と自動車使用者との事前の取決めにより整備保証の対象外としたものに限る。）

- (2) 次に掲げる不具合又は損失は、整備保証の対象外とする。
- ① 客観性のない現象で、個人の感覚に基づく不具合（音、きしみ、振動、臭気等）
 - ② 自動車の使用による消耗、経年変化等による不具合
 - ③ 定期点検整備の実施後における自動車の改造による不具合
 - ④ レース、ラリー、過積載等通常の使用限度を超えて自動車を酷使した場合における不具合
 - ⑤ 自動車が使用できないことによる損失（休業補償、商業損失、レンタ・カー代等）
- (3) 整備作業に使用した部品等の保証範囲について、当該部品等の製作者に特別の定めがある場合であつて、当該保証範囲を整備保証書に記載したときは、当該保証範囲をもつて当該部品等の整備保証の範囲とする。
- (4) 整備保証について、通常と著しく異なる要求等があつた場合には、この整備保証基準の範囲内において不具合の整備を行うものとする。

3 整備保証の方法

- (1) 定期点検整備を実施した整備事業者は、自動車を引き渡す際に、自動車使用者に整備保証書を交付する。
- (2) 自動車使用者は、自動車について、点検・整備作業が原因と思われる不具合が保証期間内に生じたときは、定期点検整備を実施した整備事業者に対して、当該自動車、整備保証書及び当該不具合箇所の点検・整備作業の内容が記載された書面（点検整備記録簿、納品書、領収書等）を提示して、整備保証の請求を行う。
- (3) 定期点検整備を実施した整備事業者は、整備保証の請求があつた場合に、当該不具合が点検・整備作業が原因で生じたものと判断したときは、当該不具合の整備を無料で行う。

以 上